

(7) 引上げ分の地方消費税交付金の使途内訳

引上げ分の地方消費税収は「社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費」に充てるものとされている。

そのため、一般会計の歳出において、下表のとおり地方消費税交付金の消費税率引上げによる増収額を以下の社会保障経費に活用している。

(単位：千円)

	対象経費	財源内訳		
		特定財源	一般財源	
			社会保障財源化分の活用額	その他
社会福祉分野	26,863,468	16,335,777	1,956,006	8,571,685
高齢者福祉事業	518,207	250,646	49,712	217,849
児童福祉事業	15,190,606	8,756,901	1,195,359	5,238,346
障害者福祉事業	7,512,538	4,941,266	477,732	2,093,540
生活保護／生活困窮者支援事業 ／ユニバーサル就労推進事業	3,642,117	2,386,964	233,203	1,021,950
社会保険分野	7,110,001	1,368,034	1,066,835	4,675,132
国民健康保険事業	1,495,964	877,705	114,870	503,389
後期高齢者医療事業	2,642,023	352,411	425,401	1,864,211
介護保険事業	2,972,014	137,918	526,564	2,307,532
保健衛生分野	1,671,199	53,034	300,649	1,317,516
予防接種事業	856,115	5,972	157,953	692,190
保健活動事業	782,134	46,405	136,696	599,033
指定難病等対策事業	32,950	657	6,000	26,293
計	35,644,668	17,756,845	3,323,490	14,564,333

<参考>

(単位：千円)

	決算額
地方消費税交付金	6,106,084
うち社会保障財源化分（税率引上げによる増収額）	3,323,490